# 通訳案内研修(法定研修)に係る 作業部会の報告

令和6年3月

観光庁 国際観光部 国際観光課



# 第3回作業部会に関する報告について



○第3回作業部会については、通訳案内研修(法定研修)に係る課題について議論を行った。

# 背景·課題

- 1.通訳案内士法上の有資格者・多様な主体の外国語ガイド 共通課題
  - ①ガイドの不足、言語や地域毎の偏在
  - ②ガイドの高齢化
- 2.多様な主体の外国語ガイドに係る課題
- ①多様な主体の外国語ガイドの質の維持、向上
- ②多様な主体の外国語ガイドの活用の検討
- 3.通訳案内士法上の有資格者に係る課題
- ①通訳案内士間におけるガイド技術の格差
- ②法定研修未受講者(違法状態)の取扱い
- ③認知度及び付加価値向上の為の「バッジ」の取り扱い

### 4.登録研修機関に係る課題

①登録研修機関における研修の実施方法の 違いについて

### 5.全国通訳案内士試験に係る課題

- ①外国語科目免除の拡大検討 (ポルトガル語・繁体字等)
- ②恒常的な赤字体質運営
- ③受験者数の低迷
- ④通訳案内試験問題の見直しの検討

### 通訳案内研修の実施に係る課題について



### 通訳案内研修の実施について

- 改正通訳案内士法(H30.1.4施行)において、通訳案内士に求められる知識、通訳案内士としてのスキル及び訪日外国人旅行者の観光ニーズへの対応に加え、「実務において求められる知識」を筆記試験項目に追加するとともに、登録研修機関が実施する通訳案内に関する研修(以下「通訳案内研修」という。)として受講が義務付けられた。
- 全国通訳案内士の質の維持・向上を図る観点から、全国通訳案内士には5年に1度の法定研修の受講を義務づけている。
- 研修は、観光庁長官の登録を受けた登録研修機関(通訳案内士団体等10者)が実施している。研修科目は、「旅程管理等」 や「危機管理」に関する科目が法定科目となっている。

〇通訳案内士法施行規則第二十八条第三号、第四号及び第六号の観光庁長官が定める通訳案内の研修に係る内容及び方法等の基準(平成30年 観光庁告示第1号)(抄)

1 通訳案内研修の内容の基準

通訳案内士法施行規則(以下「規則」という。)第二十八条第三号の告示で定める通訳案内研修の内容に関する基準は、次に掲げるものとする。

- 一 通訳案内研修は、別表上欄各号に掲げる事項について行うものであること。
- 二 別表上欄各号に掲げる事項ごとに同表の下欄に掲げる時間で行うものであること。

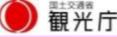
#### 別表

<u> </u>	
事項	時間
1 旅程の管理等に関する基礎的な科目	おおむね一時
一 旅行業に関する基本的な事項	間以上
二 旅程管理の実務に関する事項	
三 通訳案内の業務に係る法令遵守に関する事項	
四 その他旅程の管理等に関する基礎的な事項	
2 災害の発生時における適切な対応等危機管理に関する科目	おおむね一時
一 災害等の発生時における行動に関する事項	間以上
二 救急救命措置及び医療対応に関する基礎的な事項	
三 その他災害の発生時における適切な対応等危機管理に関する事項	

#### 備考

通訳案内研修については、別表上欄に掲げる事項のほか、全国通訳案内士の品位の保持及び資質の向上を図るための研修を、登録研修機関の判断により、独自に実施することができる。

# 通訳案内研修の実施に係る課題について



### 通訳案内士研修の周知について

- 観光庁Webサイトにおいては、通訳案内研修の概要とともに、登録研修機関の一覧を掲載。掲載内容は、登録研修機関の名称、問い合わせ先(電話、メール)、Webサイト(通訳案内研修の研修案内等)URLを掲載。
- ⇒研修受講者の利便性の観点から、観光庁Webサイトにおいて、掲載項目を拡充して周知することとしてはどうか。

### 【主な意見】

- ・形式(対面、オンライン等)や研修時間(通訳案内研修、自主研修)などの項目を拡充することに賛成。
- ・料金や開催時期等については、適時更新が行われなければ、受講(予定)者の混乱を招く惧れがあり、各登録研修機関の Webサイトに掲載してもらい、登録研修機関において適切に更新することが望ましい。
- ・ 通訳案内研修及び自主研修の特徴がわかるよう、簡単な説明その他参考となる事項を掲載できるとよい。

### 観光庁研修テキストの改訂について

- 観光庁研修テキストは、元々、平成29年度までに資格を取得した全国通訳案内士に対し、追加された「通訳案内の実務」に関する知識を補うため、通訳案内士法一部改正法(平成29年法律第50号)附則第3条第3項に基づき観光庁長官が行う研修(観光庁研修)のため、平成29年に作成し、平成29年度から31年度まで、研修資料として使用していたもの。同時期(平成30年3月)以降、観光庁研修テキストは、全国通訳案内士試験の「通訳案内の実務筆記試験」の試験範囲とされている。
- ⇒登録研修機関は、観光庁研修テキストを参考に通訳案内研修を実施しているが、観光庁告示のほかに登録研修教材の基準 として明示されているものはないことから、登録研修機関が行う通訳案内研修に、観光庁テキストの全部又は一部を使用し、 又は参考とすることを定めることとしてはどうか。

#### 【主な意見】

- ・登録研修機関では、観光庁テキストを参考に通訳案内研修を行っており、基準として定まっても負担等の影響は軽微。
- ・現行の観光庁告示の内容は基準が簡潔に定められているため、(明示の手段は要検討だが)具体性を持たせることに賛成。
- ⇒観光庁研修テキストについて、定期的な改訂を行うこととしてはどうか。

#### 【主な意見】

- ・法令改正等の重要な制度改正については、適時の更新が必要であるため、毎年改訂又は追補を行うべき。
- ・構成を含む大幅な改定は、有識者等から意見を聴く等の準備や試験受験者や登録研修機関への周知などで、一定の期間が必要となるため、毎年改訂(又は追補)とは分けて考えるべき。

# 通訳案内研修の実施に係る課題について



### 登録研修機関における通訳案内研修の実施方法について

- 登録研修機関は、観光庁研修テキストを基に、独自で登録研修教材その他の資料及び修了試験を作成しており、その改訂も 登録研修機関の判断により行っている。
- ⇒登録研修機関における定期的な登録研修教材及び修了試験の見直し、改訂は、受講者の質の向上に資することから、各登録研修機関では、少なくとも5年に一度は登録研修教材その他の参考資料及び修了試験の改訂を要することとしてはどうか。

#### 【主な意見】

- ・法令改正等の重要な制度改正については、適時の更新が必要であるため、毎年改訂又は追補を行うべき(現在も独自に行っている。)。
- ⇒登録研修教材及び修了試験の質を維持させるため、登録研修機関が主体となって、登録研修機関同士が意見交換を行うことができる協議会(仮)を定期的(例えば年1回)に開催してはどうか。

#### 【主な意見】

- ・具体的な協議事項が想定できないが、意見交換の場ができることに異論はない。
- ・観光庁にも出席してもらい、情報提供をいただく場とすることも有用。
- ⇒通訳案内研修の質の維持を図るため、登録研修教材及び修了試験に関し、定期的に立入検査を実施することが適当ではないか。

#### 【主な意見】

異論はない。

### 通訳案内研修未受講者への対応について

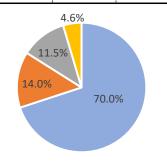


### 通訳案内研修(法定研修)について

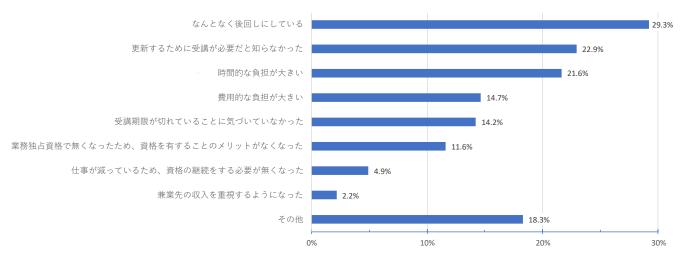
- 全国通訳案内士は、5年ごとに、登録研修機関が実施する通訳案内研修を受けなければならない(通訳案内士法第30条第 1項)。なお、改正通訳案内士法施行(平成31年1月4日)前に通訳案内士の登録を受けている者は、令和5年1月3日まで に初回の受講が必要。
- 本年4月1日までに受講が必要な全国通訳案内士(改正通訳案内士法施行前に通訳案内士の登録を受けている者及び同法施行後から平成31年3月31日までに全国通訳案内士の登録を受けた者) 24,751名 ⇒上記のうち、本年1月時点での未受講者は14.157名(約57%)(※通訳案内士登録情報検索サービス上の未受講者数)
- 登録都道府県別の未受講者は、東京都(約5千名)、関西広域連合(※)(約3千名)、神奈川県(約千5百名)が多く、3都県・地域で全体の約7割を占める。
  - ※関西広域連合:滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・鳥取県・徳島県 上記府県は京都府が登録申請等の事務手続きを実施している。
- 令和5年12月に実施した全国通訳案内士への実態調査(調査票送付数:21,514名、回答数:4,294名)の結果、全体の約84%が「受講した」又は「受講予定」、16%が「未定」又は「受講しない」と回答。また、「未定」又は「受講しない」と回答した者に、未受講の理由(複数回答)を尋ねたところ、理由の上位は、「なんとなく後回しにしている」(29.3%)、「受講が必要だと知らなかった」(22.9%)、「時間的な負担が大きい」(21.6%)であった。

#### Q. 登録研修機関研修(5年に1度の更新研修)の受講の有無

調査数	受講した	受講予定	未定	受講しない
4,294	3,004	601	492	197
(100.0%)	(70.0%)	(14.0%)	(11.5%)	(4.6%)



#### Q. 未受講の理由は何ですか(複数回答、n=689)



### 通訳案内研修未受講者への対応について



- 通訳案内士法改正(平成29年6月2日公布)以後、観光庁や自治体、登録研修機関から、累次にわたり通訳案内研修受講の周知等を行ってきている。最近では登録事項変更届出等の不備による郵送不達もみられる。
- ⇒観光庁、都道府県、登録研修機関のWebサイトでの周知に加え、郵送や電子メールによる注意喚起が必要か。

#### 【主な意見】

- 郵送不達などがあるなか、郵送代をかけて周知することは非効率。
- ・全国通訳案内士登録者に対してではなく、実際に全国通訳案内士として稼働している者(を推計した)数を基に評価、検討した方が良いのではないか。
- ・電子メールでの周知は、登録者のみとはなるものの郵送に比べると有効なものではないか。観光庁から送付するのであれば注意喚起の方がよい。
- ・未受講者に対する連絡に注力するのではなく、受講した者への利点が生まれる仕組みを構築すべき。
- ・住所変更による登録事項変更届出は、都道府県によって処理日数がかかっており、その間、全国通訳案内士登録証を提出してしまうため通訳案内業務ができないなどの理由から、届出をしていないという話を聞いたことがある。
- ⇒制度改正等により、通訳案内を受ける者等(観光客、旅行業者等)が、全国通訳案内士の通訳案内研修受講歴を確認できるようにするべきか。

### 【主な意見】

- ・旅行会社等が通訳案内を手配する際に、研修の受講履歴を確認するよう協力を求めることとすればよいのではないか。
- ・国土交通省令を改正し、全国通訳案内士登録証や全国通訳案内士登録簿への記載事項とすることも一案。通訳案内士登録情報検索サービスからも確認を行えるようシステム改修を行うと良いのではないか。
- ⇒通訳案内研修未受講の全国通訳案内士に対し、取消し等の不利益処分を課すことについて検討が必要か。

#### 【主な意見】

- ・受講していない者が、全国通訳案内士の名称を用いて業務を行うことは容認できず、悪質な者には然るべき対応が必要。
- ・改正法施行から5年が過ぎ、2回目の通訳案内研修の受講対象者がいるなか、受講しなくともよいという状況は好ましくないのではないか。
- ・全国通訳案内士登録証等への記載事項とすることは、改正後、都道府県等に大きな負担となる可能性があるため、何らかの措置が必要。